

令和4年度 八頭町教育委員会表彰

教育委員会では、町教育行政の発展に対して顕著な功労のあった方および文化・芸術等の活動において優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰しています。

令和4年度は学校教育功労賞3名、社会教育功労賞2名、児童生徒功労賞(個人)10名・(団体)1団体、特別功労賞1名の方が受賞されました。今後ますますのご活躍を期待いたします。

学校教育功労賞

多年にわたり町学校教育の発展に寄与された方

【教職員】

- 中尾 善登 (郡家西小学校)
- 河崎 美華 (郡家西小学校)
- 小坂 二郎 (八東小学校)

社会教育功労賞

多年にわたり町社会教育の発展に寄与された方

【家庭教育支援チーム】

- 中村 恵子 (下濃)
- 井上 美栄子 (郡家)

児童生徒功績賞

文化・芸術等の活動において優秀な成績をおさめた児童生徒

【個人】

- 新岡 奈和 (郡家東小学校)
- 桑村 凌空 (郡家東小学校)
- 田中 紗輝 (郡家東小学校)
- 加藤 吟平 (郡家東小学校)
- 岡森 葵音 (郡家東小学校)
- 藤原 郁菜 (郡家東小学校)
- 山本 倅埜 (郡家西小学校)
- 大村 くるみ (八東小学校)
- 山本 洵 (八東小学校)
- 内田 陽菜 (八東小学校)

【団体】

- 八東小学校自転車クラブ
- 内田 陽菜 (八東小学校)
- 森田 芯 (八東小学校)
- 中田 志和 (八東小学校)
- 藤田 真之介 (八東小学校)

特別功労賞

多年にわたり学校支援ボランティア、地域学校協働活動推進員として郡家東小学校の学習環境整備に寄与された方

- 清水 誠太郎 (下坂)

緑の募金にご協力をお願いします！

緑の募金は、私たちが将来にわたって緑豊かな環境の中で、潤いある生活ができるよう、また地球環境の保全のため、各地域や学校・公共施設等の緑づくりに活用されています。

今年度も次のとおり緑の募金運動を行いますので、ご協力をお願いします。なお、募金事業の実施を希望される団体の方は、窓口までお問い合わせください。



募金期間

【春の新緑シーズン】

3月25日(土)～5月31日(水)

【秋の紅葉シーズン】

9月1日(金)～10月31日(火)

令和4年度実績 (八頭町)

- 募金額 842,706円 (160団体)
 - 緑の募金交付金事業 229,884円 (7団体)
- ご協力ありがとうございました。

問い合わせ

(公社)鳥取県緑化推進委員会八頭町支部事務局
(産業観光課内) ☎76-0208

タクシー利用券をお持ちの方へ

八頭町では、65歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害福祉手帳をお持ちの方および介護保険の認定を受けられている方で運転免許証をお持ちでない方にタクシー利用費助成を行っています。利用者には3月末に令和5年度タクシー利用券を送付していますので、古い利用券を使用しないようご注意ください。

令和5年度 タクシー利用券	介護なし：きいろ色
	介護付き：むらさき色

■年間利用枚数は、一人100枚まで

今回送付した利用券を使い切られた場合、追加交付を受けることができます。

※最初に100枚送付した方に追加交付はありませんので、計画的にご利用ください。

■「タクシー利用者証明証」の有効期限は10年

更新時期に当たる方には、期限到達の3か月前に更新手続の案内を送付します。お忘れのないようお手続きください。

問い合わせ 企画課 ☎76-0212

町営墓苑使用者を募集します

■郡家墓苑

所在地	八頭町郡家395番地
募集区画	1区画（区画番号：第C-7号）
区画面積	7.50㎡
使用料等	永代使用料 295,000円
管理組合費	5,000円（管理組合への入会が必要）

■船岡墓苑

所在地	八頭町船岡752番地
募集区画	1区画（区画番号：第5号）
区画面積	7.50㎡
使用料等	永代使用料 280,000円

申込資格 町内に住所を有する方

必要書類 墓地使用許可申請書

申込期間 4月3日（月）～5月31日（水）

その他

- 現在、町営墓地を使用されている方の申し込みもできます。使用は一人につき2区画までです。
- 多数の応募があった場合は、抽選で決定します。
- 現地のご案内もできますので、お気軽にお問い合わせください。

申込先・問い合わせ 町民課 ☎76-0205

第1回定例農業委員会の開催

日時 4月12日（水）13：30～

会場 船岡地区公民館

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎76-0207

※申請書は、毎月20日までに提出してください。翌月の定例農業委員会で審議します。

農地の権利取得にかかる 下限面積（別段面積）の廃止

農地法第3条により農地の売買・貸借などの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要です。許可を得るためには、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件の一つであり、八頭町では20㎡から1㎡に設定しています。

このたび、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日からこの下限面積要件が廃止され、八頭町で設定している下限面積も廃止となります。ただし、そのほかの要件は引き続き継続となりますのでご注意ください。

	区域	下限面積
現行	横地、妻鹿野を除く八頭町全域	20㎡
	横地、妻鹿野	10㎡
	空き家バンクに登録された 空き家に付随する農地	1㎡
	区域	下限面積
変更後	八頭町全域	廃止

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎76-0207

新規 危険木の伐採、倒木処理費用に対して補助金を交付します

大雪等、自然災害の倒木被害から町民の皆さんの生活を守るため、山林の危険木の伐採等に係る費用について、令和5年度から補助金を交付します。

対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
倒木により孤立集落となる恐れのある危険木	集落区長	危険木の伐採を業者等に委託する経費（ただし、木材等の売却額を除く）	定額 （10/10）	予算の範囲内
公道、農業用施設または住宅等に被害を与える恐れのある危険木	危険木を所有する者、または危険木により被害を受ける恐れのある者（所有者の同意が必要）	危険木の伐採を業者等に委託する経費（ただし、木材等の売却額を除く）	1/2	上限20万円 下限2.5万円
農業用施設または住宅等に被害を与えた倒木の処理	倒木を所有する者、または倒木により被害を受けた者（所有者の同意が必要）	倒木の処理を業者等に委託する経費（ただし、木材等の売却額を除く）	1/2	上限20万円 下限2.5万円

※補助金の交付は、同一年度において同一の補助対象者につき1回限りです。地域森林計画内の立木が対象で宅地・農地等の立木は対象外です。

問い合わせ 産業観光課 ☎76-0208